

発生概要	令和5年11月5日（日）、市内の医療機関から「きのこが原因と思われる食中毒の症状を呈している患者2名が受診している」旨の連絡が新潟市保健所にあった。				
	患者は、11月5日（日）午後、知人が採取したきのこをもらい、同日夕食に煮物にして喫食したところ、約1時間後に嘔吐・下痢の症状がみられたため、市内の医療機関を受診した。また、きのこを採取した知人夫婦も、同日夕食にバター炒めにして喫食し約1時間後に同様の症状があったが受診せずに回復した。				
	調査の結果、残品がツキヨタケであると鑑別されたこと、医師から食中毒患者の届出あったこと、潜伏期間および中毒症状がツキヨタケによるものと一致したことから、新潟市保健所は、ツキヨタケを原因とする食中毒（家庭内）であると断定した。				
	なお、入院した患者は退院し快方に向かっている。				
患者等の状況	摂食者数	4名		患者数	4名
	治療を受けた者 （入院した者）	2名 （2名）			
	症 状	嘔吐・下痢			
	患 者	ツキヨタケを喫食した者			
原因施設	自宅				
推定原因食品	ツキヨタケ				
検 査	検 体			検 査 項 目	
	なし			なし	
食中毒発生状況		11月6日現在		昨年同時期	
		県内	市内	県内	市内
	発生件数	10件	2件	22件	3件
	患者数	262人	5人	136人	43人
備考 ○この記事に関する問い合わせは、本日午後6時00分までとさせていただきます。 問合せ先：新潟市保健所 食の安全推進課 担当：榎本 TEL 025-212-8000					

県内及び市内とも本事件を含む。

毒きのこによる食中毒にご注意ください！

新潟県内では平成30年～令和5年（本日まで）の間に12件の毒きのこによる食中毒が発生しており、その多くが「可食のきのこ」と誤食です。

報道機関の皆様におかれましては、以下の点について広く周知していただけますようお願いいたします。

食用のきのこは確実に判断できないきのこは

絶対に

採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

◎確実に鑑別できる専門家に判断してもらいましょう。

◎採ったきのこは「全量」持ち込み、鑑別を受けてください。

様々な「言い伝え」は全く根拠のない迷信であるため、信じない。

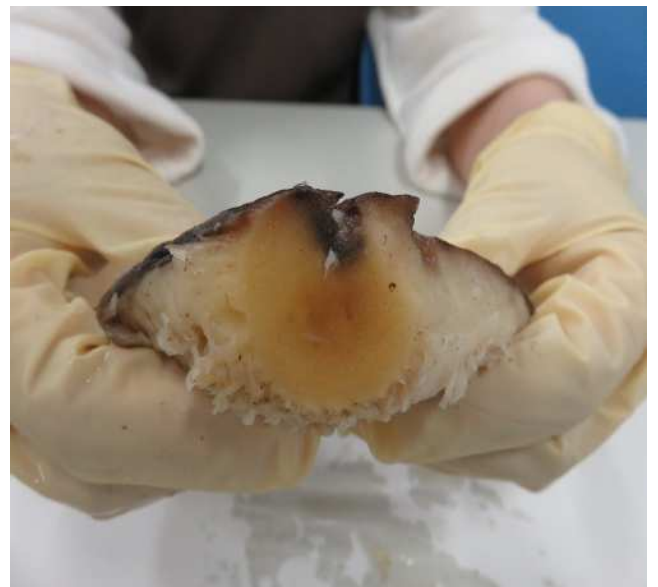
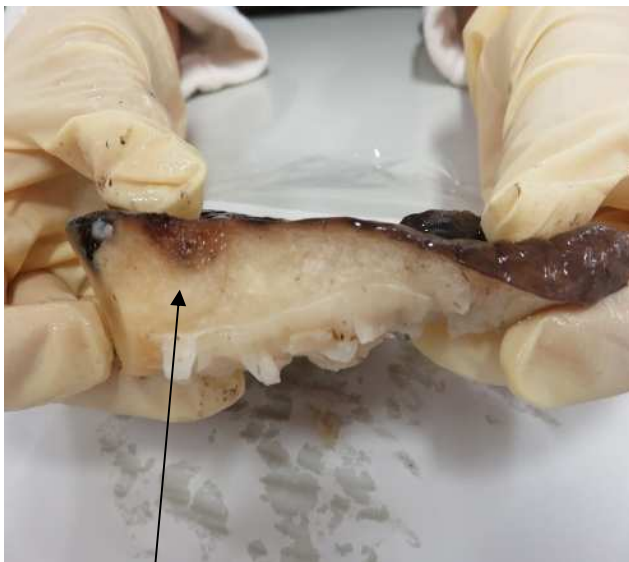
【主な迷信】

- ① 柄が縦に裂ければ食べられる。→毒を持つきのこの多くは柄が縦に裂ける。
- ② ナスと一緒に料理すれば食べられる。→食中毒を起こした例は多数ある。
- ③ 虫が食べているきのこは食べられる。→虫は毒のあるきのこも食べる

平成30年～令和5年（本日まで）の間に新潟県で発生した毒きのこによる食中毒事例

	件数	患者数	種類
平成30年	1	3	ハイイロシメジ1件
令和元年 (平成31年)	5	11	ツキヨタケ4件, シロハツモドキ1件
令和2年	2	4	ツキヨタケ1件, ドクササコ1件
令和4年	2	6	ツキヨタケ1件, コレラタケ(ドクアジログサ)1件
令和5年 (本日まで)	2	6	ツキヨタケ2件

令和3年は毒きのこによる食中毒の発生なし



特徴的な黒いシミ

